



015-0002
札幌市中央区南4条西6丁目10-21

中央マンション105号

様方

納付承継人
国保 華子 様
(国保 一郎 様分)

カスタマーバーコード印字領域(送付先住所)

10-000156

問い合わせ先: 札幌市中央区役所 保健福祉部保険年金課収納係
所在地: 〒 006-0015 札幌市中央区南3条西11丁目330-2
電話: 011-024-0023

国民健康保険料督促状

あなたの国民健康保険料は下記のとおり未納となっておりますので、国民健康保険法第79条の2及び北海道地方自治法第231条の3第1項の規定により督促し、納付についてご確認のうえ、下記の指定納付期限までにお手持ちの納付通知書で金融機関または区役所で納付してください。

この督促状は、月 日時点のデータで作成しております。既に納付していただいている場合は行き違いですのでご了承ください。

納付についてのご相談は現在お住まいの区の区役所

【未納保険料】

賦課区	調定年度	賦課年度	科目	通知書番号
10	24	24	59	101-2002-3-4

期別	未納保険料額	納期限
4	100,000 円	平成24年 9月30日

指定納付期限	平成24年10月28日
--------	-------------

督促状発送日 平成24年(2012年)10月25日

札幌市中央区長

《このまま未納を続けた場合》
この督促状の指定納付期限までに納付されないうちは、財産の差押を受けることがあります。また、理由もなく滞納して1年が経過したときには、「保険証」を返還していただき「資格証明書」を交付します。資格証明書が交付されると、病院にかかるときに、いったん医療費の全額を支払わなければなりません。

《延滞金について》
納期限後に保険料を納付する場合は、納付通知書に記載された計算方法により算出した延滞金を支払う必要があります。

《不服があるとき》
この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、北海道国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
また、この督促については、適法な審査請求に対する判決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、判決を経ないで、札幌市（訴訟において札幌市を代表するものは札幌市長となります。）を被告として取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 督促、督促の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を

○お問い合わせ先: 各区役所保険年金課収納係 電話番号(直通)

中央区	205-3343	豊平区	822-2510
北区	757-2493	清田区	889-2064
東区	741-2536	南区	582-4775
白石区	861-2496	西区	641-6978
厚別区	895-2597	手稲区	681-2575

北海道国民健康保険審査会(北海道庁内) 電話204-5244(直通)